

議案第91号

新居浜市水道事業等の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

新居浜市水道事業等の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定する。

平成30年12月4日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市水道事業等の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する  
条例

新居浜市水道事業等の設置及び経営の基本に関する条例（昭和41年条例第44号）  
の一部を次のように改正する。

第1条中「本市は、生活用水」を「生活用水」に、「水道事業及び工業用水道事業  
（以下「水道事業等」という。）」を「本市に水道事業及び工業用水道事業」に改め、  
同条に次の1項を加える。

2 下水を排除し、又は処理するため、本市に公共下水道事業を設置する。

第1条の次に次の1条を加える。

（法の全部適用）

第1条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2  
条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」とい  
う。）第1条第2項の規定により、公共下水道事業に法の規定の全部を適用する。

第2条中「水道事業等」を「水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業（以下

「水道事業等」という。)」に改める。

第3条中「水道事業等」を「水道事業及び工業用水道事業」に改め、同条第1号の表中「別表」を「別表第1」に改め、同条第2号の表中「四国旅客鉄道株式会社予讃本線」を「四国旅客鉄道株式会社予讃線」に改め、同条に次の1項を加える。

2 公共下水道事業の排水区域、排水人口及び最大処理能力は、次のとおりとする。

排水区域	排水人口	最大処理能力
別表第2に掲げる区域	87,510人	1日最大51,400立方メートル

第4条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に、「水道事業等の管理者」を「管理者（法第7条に規定する管理者をいう。以下同じ。）」に、「水道局」を「上下水道局」に改める。

第5条中「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第8条中「30万円」を「2,000万円」に、「3万円以上の」を「100万円を超える」に改める。

第9条の見出し中「作成」を「提出」に改め、同条第1項中「市長」を「管理者」に、「作成しなければ」を「市長に提出しなければ」に改め、同条第2項中「作成する」を「提出する」に改め、同項第3号中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「作成する」を「提出する」に、「市長」を「管理者」に、「作成しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第4項中「作成された」を「提出された」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給水区域
1 川西給水区 磯浦町、惣開町の一部、新田町一丁目、新田町二丁目、新田町三丁目、王子町、星越町、前田町、西原町一丁目、西原町二丁目、西原町三丁目、中須賀町一丁目、中須賀町二丁目、北新町、江口町、河内町、大江町、港町、西町、泉池町、泉宮町、宮西町、一宮町一丁目、一宮町二丁目、久保田町一丁目、久保田町二丁目、久保田町三丁目、高木町、西の土居町一丁目、西の土居町二丁目、若水町一

丁目、若水町二丁目、徳常町、繁本町、菊本町一丁目、菊本町二丁目、新須賀町一丁目、新須賀町二丁目、新須賀町三丁目、新須賀町四丁目、田所町、八雲町、庄内町一丁目、庄内町二丁目、庄内町三丁目、庄内町四丁目、庄内町五丁目、庄内町六丁目、坂井町一丁目、坂井町二丁目、政枝町一丁目、政枝町二丁目、政枝町三丁目、滝の宮町、横水町、平形町、西条市船屋の一部

## 2 川東給水区

清水町、松の木町、沢津町一丁目、沢津町二丁目、沢津町三丁目、高津町、南小松原町、桜木町、東雲町一丁目、東雲町二丁目、東雲町三丁目、八幡一丁目、八幡二丁目、八幡三丁目、垣生一丁目、垣生二丁目、垣生三丁目、垣生四丁目、垣生五丁目、垣生六丁目、田の上一丁目、田の上二丁目、田の上三丁目、田の上四丁目、高田一丁目、高田二丁目、宇高町一丁目、宇高町二丁目、宇高町三丁目、宇高町四丁目、宇高町五丁目、郷一丁目、郷二丁目、郷三丁目、郷四丁目、郷五丁目、神郷一丁目、神郷二丁目、清住町、落神町、又野一丁目、又野二丁目、又野三丁目、楠崎一丁目、楠崎二丁目、郷の一部、松神子一丁目、松神子二丁目、松神子三丁目、松神子四丁目、長岩町、多喜浜一丁目、多喜浜二丁目、多喜浜三丁目の一部、多喜浜四丁目、多喜浜五丁目、多喜浜六丁目、黒島一丁目、黒島二丁目の一部、阿島一丁目、阿島二丁目、阿島三丁目、阿島四丁目、阿島の一部、荷内町、大島の一部、観音原町

## 3 上部給水区

大生院の一部、萩生の一部、大永山の一部、本郷一丁目、本郷二丁目、本郷三丁目、中萩町、上原一丁目、上原二丁目、上原三丁目、上原四丁目、中村一丁目、中村二丁目、中村三丁目、中村四丁目、御蔵町、篠場町、土橋一丁目、土橋二丁目、中村松木一丁目、中村松木二丁目、坂井町三丁目、城下町、下泉町一丁目、下泉町二丁目、岸の上町一丁目、岸の上町二丁目、瀬戸町、寿町、外山町、西喜光地町、松原町、星原町、上泉町、喜光地町一丁目、喜光地町二丁目、北内町一丁目、北内町二丁目、北内町三丁目、北内町四丁目、吉岡町、中筋町一丁目、中筋町二丁目、宮原町、西泉町、西連寺町一丁目、西連寺町二丁目、山根町、角野新田町一丁目、角野新田町二丁目、角野新田町三丁目、角野、船木の一部、国領一丁目、東田一丁目、東田二丁目、東田三丁目、七宝台町、光明寺一丁目、光明

寺二丁目、立川町の一部、松木町、種子川町、中西町、山田町

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

排水区域
港町の一部、若水町一丁目、若水町二丁目、徳常町、繁本町、宮西町、泉宮町、泉池町、西町、中須賀町一丁目、中須賀町二丁目、西原町一丁目、西原町二丁目、西原町三丁目の一部、政枝町一丁目、政枝町二丁目、政枝町三丁目、高木町、久保田町一丁目、久保田町二丁目、久保田町三丁目、一宮町一丁目、一宮町二丁目、滝の宮町の一部、西の土居町一丁目、西の土居町二丁目の一部、河内町、江口町、北新町、前田町、王子町の一部、新田町一丁目、新田町二丁目、新田町三丁目、惣開町の一部、磯浦町の一部、星越町の一部、田所町の一部、新須賀町一丁目の一部、新須賀町二丁目の一部、新須賀町三丁目、新須賀町四丁目、菊本町一丁目の一部、菊本町二丁目の一部、平形町、庄内町一丁目の一部、庄内町二丁目、庄内町三丁目、庄内町四丁目、庄内町五丁目、庄内町六丁目、八雲町の一部、坂井町一丁目、坂井町二丁目、東雲町一丁目、東雲町二丁目、東雲町三丁目、桜木町、南小松原町、清水町、松の木町、沢津町一丁目、沢津町二丁目、沢津町三丁目、高津町、八幡一丁目の一部、八幡二丁目の一部、八幡三丁目、垣生一丁目、垣生二丁目、垣生三丁目の一部、垣生四丁目の一部、垣生五丁目の一部、垣生六丁目の一部、楠崎一丁目、郷一丁目、郷二丁目、郷三丁目、郷四丁目の一部、郷五丁目、又野一丁目、又野三丁目の一部、神郷一丁目、田の上一丁目、田の上二丁目、田の上三丁目、田の上四丁目、松神子一丁目、松神子二丁目、松神子三丁目の一部、松神子四丁目、多喜浜一丁目、多喜浜三丁目の一部、多喜浜四丁目の一部、多喜浜五丁目の一部、阿島一丁目の一部、阿島二丁目の一部、黒島二丁目の一部、坂井町三丁目の一部、船木の一部、萩生の一部、横水町、中村松木一丁目、中村松木二丁目、土橋一丁目、土橋二丁目、本郷一丁目、本郷二丁目、本郷三丁目、中萩町、中村一丁目、中村二丁目、中村三丁目、中村四丁目、上原一丁目、上原二丁目の一部、上原三丁目の一部、御蔵町の一部、西泉町、西連寺町一丁目、西連寺町二丁目、篠場町、山根町の一部、中西町、宮原

町、中筋町一丁目、中筋町二丁目、北内町一丁目、北内町二丁目、北内町三丁目、北内町四丁目、吉岡町、角野新田町三丁目の一部、上泉町、外山町、星原町、寿町、岸の上町二丁目の一部、瀬戸町の一部、松原町、喜光地町一丁目、喜光地町二丁目、西喜光地町、松木町、東田二丁目の一部、国領一丁目

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(新居浜市事務分掌条例の一部改正)

- 2 新居浜市事務分掌条例（平成14年条例第25号）の一部を次のように改正する。  
第1条環境部の項第4号中「下水道及び河川」を「河川及び水路」に改める。

(新居浜市情報公開条例の一部改正)

- 3 新居浜市情報公開条例（平成19年条例第23号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1号中「市長（）」を「市長（管理者（）」に、「第8条第2項の規定に基づき管理者」を「第7条に規定する管理者をいう。）」に改める。

(新居浜市個人情報保護条例の一部改正)

- 4 新居浜市個人情報保護条例（平成19年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市長（）」を「市長（管理者（）」に、「第8条第2項の規定に基づき管理者」を「第7条に規定する管理者をいう。）」に改める。

(新居浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

- 5 新居浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「企業管理規程」を「管理規程」に改める。

(新居浜市職員定数条例の一部改正)

- 6 新居浜市職員定数条例（昭和34年条例第35号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第2条第1号中「638人」を「615人」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 上下水道局 68人

(新居浜市特別会計条例の一部改正)

- 7 新居浜市特別会計条例(昭和39年条例第30号)の一部を次のように改正する。  
第1条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

(新居浜市債権管理条例の一部改正)

- 8 新居浜市債権管理条例(平成27年条例第34号)の一部を次のように改正する。  
第3条中「市長(」を「市長(管理者(」に、「第8条第2項の規定に基づき管理者」を「第7条に規定する管理者をいう。)」に改める。

(新居浜市法定外公共物管理条例の一部改正)

- 9 新居浜市法定外公共物管理条例(平成15年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「河川法」を「下水道法(昭和33年法律第79号)の適用又は河川法」に、「又は」を「若しくは」に、「河川(」を「河川、水路等(」に、「河川と」を「当該河川等と」に改める。

(新居浜市暴力団排除条例の一部改正)

- 10 新居浜市暴力団排除条例(平成23年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第8条中「水道事業管理者の職務」を「管理者(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条に規定する管理者をいう。)の権限」に改める。

(新居浜市下水道条例の一部改正)

- 11 新居浜市下水道条例(昭和54年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及びその他の」を「その他の」に改める。

第2条第1号から第10号までを次のように改める。

- (1) 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。
- (2) 汚水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。
- (3) 下水道 法第2条第2号に規定する下水道をいう。
- (4) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (5) 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。
- (6) 排水区域 法第2条第7号に規定する排水区域をいう。
- (7) 処理区域 法第2条第8号に規定する処理区域をいう。

(8) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。

(9) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。

(10) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。

第2条の4第1号中「排水渠」を「排水<sup>きよ</sup>渠」に改め、同条第3号中「暗渠」を「暗<sup>きよ</sup>渠」に改め、同条第4号中「管渠」を「管<sup>きよ</sup>渠」に改める。

第2条の5第2号中「第2条の7第6号」を「第2条の7第5号」に改める。

第2条の7第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とする。

第3条中「市長」を「管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条に規定する管理者をいう。以下同じ。））」に改める。

第4条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水」を「汚水」に、「公共ます等」を「公共下水道のますその他の排水施設（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条において「公共ます等」という。））」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「公共下水道」を「公共下水道の施設」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「市長」を「管理者」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「市長」を「管理者」に改め、同号を同条第4号とする。

第5条中「除害施設」を「除害施設（以下「排水設備等」という。））」に、「もの」を「者」に、「市長の」を「管理者に申請書を提出し、その」に、「また、確認」を「確認」に、「同様と」を「、同様と」に改める。

第6条中「関し規則で」を「関し管理者が」に、「として規則で」を「として管理規程で」に、「市長」を「管理者」に改める。

第7条中「市長」を「管理者」に改める。

第8条第1項中「以下第10条」を「第10条」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2項第1号中「環境省令（昭和46年総理府令第35号）」を「環境省令により、又は同法第3条第3項の規定による条例」に改める。

第9条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第10条中「同条第5項」を「第5項」に改める。

第12条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「第12条の3、法第12条の4又は法第12条の7」を「第11条の2、第12条の3、第12条の4又は第12条の7」に、「前項」を「前項の規定」に改める。

第13条第1項中「市長」を「管理者」に、「また、量」を「量」に、「又は排除」を「、又は排除」に、「同様と」を「、同様と」に改める。

第14条中「が変わった」を「に変更があった」に、「市長」を「管理者」に改める。

第15条中「市長」を「管理者」に改める。

第17条第1項中「市長」を「管理者」に、「公共下水道を使用する者」を「使用者」に改める。

第18条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号及び第2号中「市長」を「管理者」に改め、同項第3号中「水道と」を「水道及び」に、「と前号の方法」を「及び前号の規定」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に、「その他」を「その他の」に、「取り付け、」を「取り付けること」に、「取り付けを命じる」を「取付けを命ずる」に改める。

第20条から第22条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第23条第1項中「その他」を「その他の事由」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「使用の」を「使用を」に、「市長」を「管理者」に改める。

第24条を次のように改める。

#### 第24条 削除

第25条中「市長」を「管理者」に改める。

第26条を次のように改める。

#### 第26条 削除

第27条第2号を次のように改める。

#### (2) 排水ポンプ場

名称	設置場所
土場雨水ポンプ場	新居浜市新田町一丁目4番31号
西原雨水ポンプ場	新居浜市西原町三丁目1番1号
港町雨水ポンプ場	新居浜市港町16番26号



沢津雨水ポンプ場	新居浜市清水町12番13号
菊本雨水ポンプ場	新居浜市菊本町二丁目15番1号
垣生雨水ポンプ場	新居浜市垣生三丁目5番6号
江の口雨水ポンプ場	新居浜市垣生三丁目2番7号
宇高第一雨水ポンプ場	新居浜市宇高町四丁目13番22号
東浜雨水ポンプ場	新居浜市阿島一丁目12番23号
松神子雨水ポンプ場	新居浜市長岩町4番27号
中央雨水ポンプ場	新居浜市西原町二丁目7番66号
惣開排水ポンプ場	新居浜市惣開町4番25号
垣生北排水ポンプ場	新居浜市垣生六丁目6番31号
多喜浜排水ポンプ場	新居浜市多喜浜二丁目16番7号
白浜排水ポンプ場	新居浜市多喜浜四丁目4番52号
多喜浜新田排水ポンプ場	新居浜市多喜浜三丁目4番67号
黒島排水ポンプ場	新居浜市黒島二丁目1番29号

第28条を次のように改める。

(行為の許可)

第28条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に必要な書類を添付して管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第29条中「第24条第1項の」を「第24条第1項の条例で定める」に改める。

第30条第1項中「公共下水道及び下水路」を「公共下水道」に、「占用許可願」を「申請書」に、「市長」を「管理者」に、「第28条」を「法第24条第1項」に改め、同条第2項中「市」を「管理者」に、「許可」を「占用の許可」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第4号中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）」を「地方公営企業法」に改め、同項第5号中「市長」を「管理者」に改める。

第31条中「前条」を「前条第1項」に、「期限」を「期間」に、「市長」を「管理者」に改める。

第32条中「次の各号に掲げるもの」を「次に掲げるとおり」に、「とき」を「際に」に改める。

第 3 3 条中「市長」を「管理者」に、「公共下水道及び下水路」を「公共下水道」に改める。

第 3 4 条中「規則で」を「管理者が」に改める。

第 3 5 条第 1 号中「に定める」を「に規定する」に改め、同条第 2 号中「に定める」を「の規定による」に改め、同条第 3 号中「に定める」を「に規定する」に改め、同条第 4 号から第 6 号までの規定中「に定める規定」を「の規定」に改め、同条第 7 号及び第 8 号中「に定める」を「の規定による」に改め、同条第 9 号中「に定める確認又は許可申請」を「の申請書」に、「第 1 4 条に定める」を「第 1 4 条の規定による」に、「に定める申告及び第 2 1 条に定める」を「の報告書並びに第 2 1 条の」に改める。

(新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例の一部改正)

- 1 2 新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例（平成 2 4 年条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中「規則で」を「管理者（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条に規定する管理者をいう。以下同じ。）が」に改める。

第 3 条中「市長」を「管理者」に改める。

第 4 条第 3 項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第 5 条、第 6 条及び第 8 条から第 1 1 条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第 1 2 条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(新居浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

- 1 3 新居浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 2 9 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 中「市長」を「管理者（法第 7 条に規定する管理者をいう。以下同じ。）」に改める。

第 4 条の 2 から第 5 条の 2 まで及び第 1 4 条中「市長」を「管理者」に改める。

(新居浜市水道事業等の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部改正)

- 1 4 新居浜市水道事業等の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例（平成 2 6 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び工業用水道事業」を「、工業用水道事業及び公共下水道事業」に改める。

(新居浜市水道事業給水条例の一部改正)

15 新居浜市水道事業給水条例(平成10年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第9条第2項中「工事しゅん工後」を「工事完成後」に改める。

第22条に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、水質の検査について必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 提案理由

公共下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するとともに、所要の条文整備を行うため本案を提出する。